

2021 年 3 月 18 日

吸収分割に係る事前開示書面（変更分）

東京都港区海岸一丁目 2 番 20 号

株式会社プロネクサス

代表取締役社長 上野剛史



当社は、2021 年 2 月 1 日付で、連結子会社である株式会社アイ・エヌ情報センター（以下、アイ・エヌ情報センター）との間で、当社を吸収分割会社とし、アイ・エヌ情報センターを承継会社とする吸収分割契約（当該契約書に基づく吸収分割を以下、本会社分割）を締結し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示を 2021 年 2 月 15 日付「吸収分割に係る事前開示書面」（以下、事前開示書面）で行いました。

2021 年 3 月 15 日付で本会社分割の効力発生日の変更に係る「吸収分割契約の変更契約書」を締結したことに伴い、事前開示書面の内容に変更が生じたので、会社法施行規則第 183 条第 7 号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は事前開示書面の項目番号に対応しております。

記

1. 吸収分割契約の内容

次の事項を追加いたします。

「なお当社は、本会社分割の効力発生日を2021年5月1日に変更すべく、2021年3月15日付でアイ・エヌ情報センターとの間で本会社分割に係る、吸収分割契約の変更契約を締結いたしました。内容は別紙「吸収分割契約の変更契約書」の通りです。」

以上



吸収分割契約の変更契約書

株式会社プロネクサス（以下「甲」という。）と株式会社アイ・エヌ情報センター（以下「乙」という。）は、甲および乙が2021年2月1日付で締結した「吸収分割契約書」（以下「原契約」という。）の変更について、次の通り変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

第1条 （効力発生日の変更）

原契約第6条を、次の通り変更する。

第6条 （効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2021年5月1日とする。

第2条 （原契約との関係）

本覚書は、原契約に附帯し、原契約と一体として甲および乙の合意を形成する。

以上

本変更契約を証するため、正本2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

2021年3月15日

甲 東京都港区海岸一丁目2番20号
汐留ビルディング5階
株式会社プロネクサス
代表取締役社長 上野 剛 史



乙 東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号
興和一ツ橋ビル3階
株式会社アイ・エヌ情報センター
代表取締役社長 浅野 智 昭

